

平成20年度 広報事業計画について

1 新聞広告

- (1) 大きさを半5段から全5段に拡大する。
- (2) 国による特別対策に合わせ、掲載日を適切な時期に早める。
- (3) 掲載回数を3回から5回に増やす。

2 ポスター

- ・ 制度が安定していないため制作の見送りを考えたが、原稿のポスターが「4月からはじまります」旨の内容であり、更新の要望があることから、概要的な内容のポスターを制作する。

3 リーフレット及びパンフレット

- (1) リーフレットの制作時期を平成21年1月から本年9月に早める。
- (2) リーフレットの制作部数を30万部から45万部に増やす。
- (3) パンフレットの制作を見送る。
- (4) 平成21年度版のリーフレットを平成20年度末に制作する。
- (5) リーフレットを配布を積極的に行う。
 - ア 各医療機関、調剤薬局などへ配布
 - イ 福祉団体等の研修会、会議などにおいて資料として配付を依頼。

4 チラシ

- ・ 国による特別対策の周知用として、新たに簡易なチラシ30万部を制作する。

5 市町村広報事業

- (1) 広報誌への掲載依頼回数を3回から6回に増やす。
- (2) 住民説明会の開催依頼を明記する。(住民説明会等用資料も提供する。)

6 北海道広報事業

- ・ コンビニエンスストア（セイコーマート約900店及びセブンイレブン約800店）との包括連携協定を活用し、広域連合が作成する広報資料を各店舗へ備え付ける（各店舗への配送に係る経費は、北海道で負担）。